

議案第20号	石川県教育委員会事務局等処務規程及び石川県立学校処務規程の一部改正について
1 提案理由	地方公務員法が一部改正され、配偶者同行休業制度が創設されたことに伴い、県議会に関係条例の改正案が提出されていることから、これに関連する手続等について定める必要があるため
2 改正規定	<p>【訓令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正 ・石川県立学校処務規程の一部改正
3 根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条
4 改正内容	<p>(1) 配偶者同行休業の手続を追加</p> <p>[改正] ① 石川県教育委員会事務局等処務規程 ② 石川県立学校処務規程</p> <p>(2) 庶務課長、教職員課長の専決事項に配偶者同行休業の承認及び承認の失効又は取消しがあった場合の復職の発令を追加</p> <p>[改正] ③ 石川県教育委員会事務局等処務規程</p>
5 改正案	2～7頁のとおり
6 施行年月日	石川県職員等の修学部分休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行日

石川県教育委員会訓令第1号

府 中 一 般
立 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月 日

石川県教育委員会

第70条の6第2項中「届け出なければ」を「報告しなければ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の手続）

第七十条の7 職員は、修学部分休業等条例第十条の規定による配偶者同行休業の承認又は同条例第十四条の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業をしようとする期間の初日の一ヶ月前までに配偶者同行休業承認申請書により申請し、所属長を経由して教育長の承認を受けなければならない。

- 2 配偶者同行休業の承認を受けた職員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を所属長に届け出なければならない。
- 一 配偶者が死亡した場合
 - 二 配偶者が職員の配偶者でなくなつた場合
 - 三 配偶者と生活を共にしなくなつた場合
 - 四 修学部分休業等条例第十五条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなつた場合

別表第2本庁の調査の個別の専決事項の表庶務課長の項第8号(2)中「第二十六条の五第五項」を「第二十六条の五」に改め、「自己啓発等休業」の下に「承認の失効又は」を加え、同号に次のように加える。

- (3) 第二十六条の六第一項の規定による職員の配偶者同行休業の承認及び同条第二項の延長の承認
- (4) 第二十六条の六の規定による職員の配偶者同行休業の承認の失効又は取消しがあつた場合の復職の発令

別表第2本序の課長の個別的事項の表教職員課長の項第5号(2)中「第1十六条の五第五項」を「第一1十六条の五」に改め、「自己啓発等休業の」の下に「承認の失効又は」を加え、同号に次のように加える。

- (3) 第二十六条の六第一項の規定による職員の配偶者同行休業の承認及び同条第二項の延長の承認
- (4) 第二十六条の六の規定による職員の配偶者同行休業の承認の失効又は取消しがあつた場合の復職の発令

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

石川県教育委員会事務局等処務規程 新旧対照表

改 正 案

(自己啓発等休業の手続)

第七十条の六

- 2 自己啓発等休業の承認を受けた職員は、次のいずれかに該当するときは、自己啓発等状況変更報告書により、遅滞なく所属長に報告しなければならない。

(配偶者同行休業の手続)

第七十条の七 職員は、修学部分休業等条例第十条の規定による配偶者同行休業の承認又は同条例第十四条の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業をしようとする期間の初日の一ヶ月前までに配偶者同行休業承認申請書により申請し、所属長を経由して教育長の承認を受けなければならない。

2 配偶者同行休業の承認を受けた職員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を所属長に届け出なければならない。

- 一 配偶者が死亡した場合
- 二 配偶者が職員の配偶者でなくなつた場合
- 三 配偶者と生活を共にしなくなつた場合
- 四 修学部分休業等条例第十五条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなつた場合

現 行

(自己啓発等休業の手続)

第七十条の六

- 2 自己啓発等休業の承認を受けた職員は、次のいずれかに該当するときは、自己啓発等状況変更報告書により、遅滞なく所属長に届け出なければならない。

1
1
7
庶務課長
略

別表第二（第十四条関係）
本庁の課長の個別的専決事項

1
1
7
庶務課長
略

別表第二（第十四条関係）
本庁の課長の個別的専決事項

(2)(1) 第二十六条の五 の規定による職員の自己啓発等休業の承認の失効又は取消しがあつた場合の復職の発令
 (3) 第二十六条の六第一項の規定による職員の配偶者同行休業の承認及び同条第二項の延長の承認
 (4) 第二十六条の六の規定による職員の配偶者同行休業の承認の失効又は取消しがあつた場合の復職の発令

教職員課長

1
5
4 地方公務員法

(2)(1) 第二十六条の五 の規定による職員の自己啓発等休業の承認の失効又は取消しがあつた場合の復職の発令
 (3) 第二十六条の六第一項の規定による職員の配偶者同行休業の承認及び同条第二項の延長の承認
 (4) 第二十六条の六の規定による職員の配偶者同行休業の承認の失効又は取消しがあつた場合の復職の発令

学校指導課長 略

(2)(1) 第二十六条の五第五項の規定による職員の自己啓発等休業の取消しがあつた場合の復職の発令

教職員課長

1
5
4 地方公務員法

(2)(1) 第二十六条の五第五項の規定による職員の自己啓発等休業の取消しがあつた場合の復職の発令

学校指導課長 略

県立学校

石川県立学校処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成26年6月日

石川県教育委員会

第32条の7第2項中「廻らせぬかねせ」を「報告しなかねせ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の手続）

第三十二条の八職員は、修学部分休業等条例第十条の規定による配偶者同行休業の承認又は同条例第十四条の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業をしようとする期間の初日の一ヶ月前までに配偶者同行休業承認申請書により申請し、校長を経由して教育長の承認を受けなければならない。

2 配偶者同行休業の承認を受けた職員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を校長に届け出なければならない。

- 1 配偶者が死亡した場合
- 2 配偶者が職員の配偶者でなくなつた場合
- 3 配偶者と生活を共にしなくなつた場合
- 4 修学部分休業等条例第十五条第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至つた場合

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

石川県立学校処務規程 新旧対照表

	改 正 案	現 行
第三十二条の七	第三十二条の七	第三十二条の七
2 自己啓発等休業の承認を受けた職員は、次のいずれかに該当するときは、自己啓発等状況変更報告書により、遅滞なく校長に報告しなければならない。	2 自己啓発等休業の承認を受けた職員は、次のいずれかに該当するときは、自己啓発等状況変更報告書により、遅滞なく校長に届け出なければならない。	2 自己啓発等休業の承認を受けた職員は、次のいずれかに該当するときは、自己啓発等状況変更報告書により、遅滞なく校長に届け出なければならない。
(配偶者同行休業の手続)		
第三十二条の八 職員は、修学部分休業等条例第十条の規定による配偶者同行休業の承認又は同条例第十四条の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業をしようとする期間の初日の一月前までに配偶者同行休業承認申請書により申請し、校長を経由して教育長の承認を受けなければならない。	第三十二条の八 職員は、修学部分休業等条例第十条の規定による配偶者同行休業の承認又は同条例第十四条の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業をしようとする期間の初日の一月前までに配偶者同行休業承認申請書により申請し、校長を経由して教育長の承認を受けなければならない。	第三十二条の八 職員は、修学部分休業等条例第十条の規定による配偶者同行休業の承認又は同条例第十四条の規定による配偶者同行休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業をしようとする期間の初日の一月前までに配偶者同行休業承認申請書により申請し、校長を経由して教育長の承認を受けなければならない。
2 配偶者同行休業の承認を受けた職員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を校長に届け出なければならない。	2 配偶者同行休業の承認を受けた職員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を校長に届け出なければならない。	2 配偶者同行休業の承認を受けた職員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を校長に届け出なければならない。
一 配偶者が死亡した場合	一 配偶者が死亡した場合	一 配偶者が死亡した場合
二 配偶者が職員の配偶者でなくなつた場合	二 配偶者が職員の配偶者でなくなつた場合	二 配偶者が職員の配偶者でなくなつた場合
三 配偶者と生活を共にしなくなつた場合	三 配偶者と生活を共にしなくなつた場合	三 配偶者と生活を共にしなくなつた場合
四 修学部分休業等条例第十五条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなつた場合	四 修学部分休業等条例第十五条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなつた場合	四 修学部分休業等条例第十五条第一号又は第二号に掲げる事由に該当することとなつた場合
第三十三条 (略)	第三十三条 (略)	第三十三条 (略)